

介護保険料が決定しました

介護保険制度はみなさんが納めた保険料で成り立つ制度です。保険料納付について、ご理解とご協力をお願いします。

65歳以上の人の介護保険料は、平成23年度の所得などに応じて算定します。本人や世帯の市民税の課税状況や所得に変動がある場合などは、昨年度の所得段階と変わることがあります。また、災害など特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービスを利用したときの自己負担額が変更になるなどの制限(給付制限)があります。



保険料の納付は、基本的に年金から天引きされますが、65歳になった最初の年度や年金額の変更などで、年金から天引きできない場合、納付書や口座引き落としによる納付となります。保険料のお知らせは、8月上旬に郵送します。

平成24年度の介護保険料について

(平成24年4月～平成25年3月)

所得段階		年間の保険料
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で本人および世帯員全員が市民税非課税の人	39,536円
第2段階	本人および世帯員全員が市民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	39,536円
第3段階	本人および世帯員全員が市民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人	55,350円
	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の人	
第4段階	上記以外の人	59,304円
	本人が市民税非課税の人(世帯の中に市民税課税の人がいる)	72,746円
公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人		
第5段階	上記以外の人	79,072円
	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の人	93,305円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	98,840円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	118,608円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	138,376円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上の人	158,144円

災害や主たる生計者の死亡などで、突発的に著しい収入の減少があった場合、介護保険料や利用料の減免措置が受けられる場合があります。

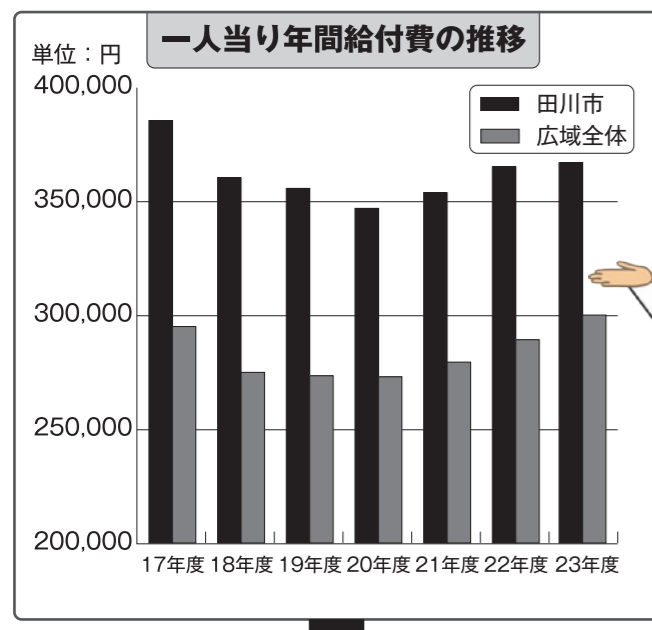
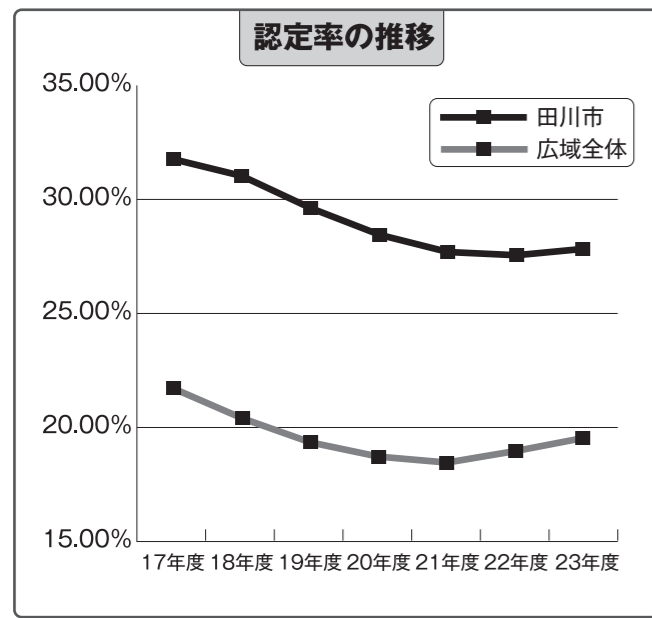
認定申請とサービス利用について

○要介護認定申請は、最初に主治医に介護サービス上の必要性の有無について相談してください。
 「楽だから」「楽しいから」「頼まれたから」では、申請を受け付けできません。
 ○「地域包括支援センター」や「居宅介護支援事業者」と一緒に作成する介護(予防)プランは、自立や在宅生活を支援するための計画です。

本人や家族にとって必要とはいえないサービスは、利用者本人の体力低下を招いたり、給付費の増加から介護保険料の上昇につながる可能性があります。

「廃用症候群」にご注意ください

普段健康な人でも体を動かさなくなると、筋肉や関節、心肺など全身の機能がどんどん低下します。これに伴うさまざまな不具合症状を「廃用症候群」といいます。筋肉の衰えは意外と早く、まったく使わないと1週間で20%も低下するといわれています。このため、ますます体を動かさなくなり、最後には寝たきりになってしまつなど、悪循環を引き起こします。



要介護・要支援者に対する介護サービスの給付に係る費用の1割を利用者本人が負担し、9割を公費で50%、40歳以上65歳未満の人の保険料で29%、65歳以上の人の保険料で21%をそれぞれ負担することになります。田川市は認定率が高くサービスの利用者も大勢います。つまり給付費も大きくなり、そのため他の市町村に比べて介護保険料が高くなっています。

●介護保険のサービスに係る費用と財源について

給付費(介護保険サービスに係る費用)		
1割	9割	
利用者本人	50% (市町村、県、国からの公費)	保険料 29% (40歳以上65歳未満) 21% (65歳以上)

- 自分でできることは可能な限り自分で行いましょう。
- 要介護状態にならないためにも、日ごろから健康管理に努めましょう。
- サービスの利用を決めるのは、事業者ではなく、本人と家族です。本当に必要なサービスを選択して利用することが、利用者本人のためになり、また介護保険料の低下にもつながります。